

群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(案)及び 群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(案)概要

1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)の一部改正(以下改正法)

(1) 改正趣旨

青少年が使用する携帯電話等による携帯電話回線を経由するインターネットの接続は、法改正以前から、携帯電話事業者にフィルタリングサービスの提供義務が課されていたが、スマートフォンやインターネット接続が可能な携帯ゲーム機等による Wi-Fi (無線 LAN) 経由でのインターネット接続が拡大するなど、青少年を取り巻く情報通信環境の変化に伴い、フィルタリング利用のより一層の普及、青少年による有害情報の閲覧防止を図るため、平成29年6月23日に改正法が公布された。

(2) 主な改正内容

① 青少年確認義務の新設

携帯電話端末等の新規契約時及び変更・更新時に、携帯電話事業者及び契約代理店に、契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が18歳未満の青少年であるかどうかを確認する義務が規定された。

② 保護者等への説明義務の新設

青少年確認義務とあわせ、携帯電話事業者及び契約代理店に、保護者又は青少年に対し、次の事項を説明する義務が規定された。

- ア) 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性がある旨
- イ) フィルタリングサービスの利用並びにフィルタリング有効化措置の必要性及び内容

③ フィルタリング有効化措置実施義務の新設

携帯電話事業者及び契約代理店に、携帯電話回線契約とセットで販売する携帯電話端末等について、販売時にフィルタリング有効化措置(フィルタリングソフトウェアのインストールや設定、OSの設定等をいう。)を講じる義務が規定された。(ただし、保護者が希望しない旨の申出をした場合を除く。)

(3) 施行日

改正法の公布(平成29年6月23日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行とされ、平成30年2月1日に施行。

2 群馬県青少年健全育成条例及び同施行規則の一部改正

(1) 改正の理由

今回の改正法の改正を踏まえて条例及び同施行規則の一部改正を行う。

これまで条例で独自に規定していた青少年確認義務、保護者等への説明義務について、今回の法改正により、重複することとなった規定の整理や、法で従前のフィルタリングサービスの提供義務に加えて新設された、フィルタリング有効化措置実施義務についての手続きを厳格化する等のため、所要の改正を行う。

(2) 主な改正内容

① 青少年確認義務の整理(削除)

【現行条例】

携帯電話事業者及び媒介業者等に、新規契約（契約内容の変更を含む。）をしようとする場合、当該契約の相手方又は当該携帯電話端末等の使用者が青少年か否かを確認する義務を規定している。

【条例改正の方向案】

改正法と重複する青少年確認義務の規定を整理（削除）する。

② 保護者等への説明義務の整理(フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しないときの書面提出義務の新設)

【現行条例及び同施行規則】

契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年であることが判明した場合、携帯電話事業者及び媒介業者等に、条例施行規則で定める次に掲げる事項について説明する義務を規定している。

ア) 青少年が有害情報閲覧し、又は視聴する機会が生ずること。

イ) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

ウ) 事業者が提供するフィルタリングサービスの内容

エ) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例で規定する理由書の提出が必要であること。

【条例改正の方向案】

改正法によるフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、その理由を記載した書面を携帯電話事業者又は媒介業者等に提出する義務を、ウ及びエに盛り込み整理する。

③ 電磁的記録による理由書等の提出に関する規定の新設

契約の電子化に対応するため、保護者が携帯電話事業者及び代理店に提出する理由書等について、電磁的記録によるものについても可能とするよう規定する。

④ 条例に規定する文言の修正

改正法において「携帯電話インターネット接続役務」の定義が変更され、「携帯電話」だけでなく、携帯電話回線を利用するスマートフォン、タブレット等が含まれることが明確化される等、定義の変更又は新設に対応し、条例においても同様に修正する。

3 改正時期

平成30年5月県議会定例会 改正案提出（予定）

4 施行時期

改正条例の公布の日から施行